第９回　鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会　会議録

１．日　時　　平成２４年１１月１３日（火）　午後１時３０分～午後４時３０分
２．場　所　　鳥取市役所本庁舎４階第２会議室
３．出席者
（委員）上山弘子会長、木下義臣副会長、池本道子委員、一盛真委員、今度珠美委員、
坂根政代委員、鄭　泰英委員、徳本秀雄委員、藤田和子委員、松井満洲男委員、
森田孝明委員(部長)、　委員１１名　サポーター１名出席
※欠席：小谷喜典委員、田中くに枝委員、山本誠代委員、吉田裕治委員
（鳥取市）人権政策監兼人権推進課長、人権推進課長補佐、人権推進課係長、人権推進課係長、
４名
４．協議事項
（１）鳥取市人権施策基本方針改訂答申案について
・第４章の部会とりまとめ
・はじめに～第３章について
（２）その他

会長　　はい。皆さんこんにちは。先月は 10 月 25 日に協議会を開かせていただきました。今日の開催ということで皆さんにはたくさん読み込んでいただく資料もあり、大変な思いをしていただいていると思っております。あと今月の 29 日が最終ということで、この協議会としての答申を出すというかたちになっております。今日意見をとりまとめをしたいと思いますが、皆さん意見をたくさん出していただき、その中で、これがいいということを決めていきたいと思っておりますので、どうぞ活発なご意見をお願いします。それでは、事務局で今日の出席確認をお願いします。

事務局　　欠席の連絡は、４名です。過半数の出席により協議会は成立します。

会長　　それでは前回までの流れも含めて事務局から前回のとりまとめの部分の説明を含めてお願いしたいと思います。

事務局　　前回、４章の各個別の人権問題の方に入りまして、資料の、Ａ３の資料でいきますと 10 ページから入っています。10 ページが部落問題、ここではいろんな議論があり、委員さんの方で改めてということでございまして、まだその原稿等はいただいておりませんという状況です。部落問題が 10 ページ、11 ページになります。それから 12 ページ、13 ページ、14 ページに渡りまして女性の問題、女性の人権問題ということで、このタイトルを男女共同参画に関する人権問題に改めまして、それぞれ議論があったところです。ひとり親家庭につきましてもこちらに入れさせていただいておりま

す。次が 15 ページ、16 ページです。障がいのある人の人権問題で、ここの議論では現状と課題があまり書いていない、必要ですとか、考えなければなりませんという表現なので、現行の状態について、担当の障がい福祉課等と相談して、ある程度できつつあるという状況です。先回は 16 ページまでで終わり、個別の問題としましては子どもの人権問題からになります。それから委員さんから先回、何々の人権問題ということの統一ということで表記としては、例えば、アイヌの人々とか言い切りのところがありますけども、そこの表現を変えてはどうかということでおおむねそういうかたちでございました。ただし、検討もあるので最終的に判断することになりました。それと、これに盛り込めない部分につきましては、答申案とは別に意見、付帯意見というようなかたちで出したらどうかということで、まとめかたの問題もあるにしても、おおむねそういう方向でいきました。それで、本日は各個別の人権問題の 17 ページ以降をお願いし、それから、はじめにからの１章に戻ってということになると思います。

会長　　事務局から説明をいただきましたが、部落問題に関してはまだ委員さんから案の提出がまだということです。それと、障がいのある人の人権についても担当課とはまだ最終的な文章ができていない状態とのことです。

事務局　　ある程度文章化をしたものを今日提出しております。

会長　　文章化がまだできていないということですね。次回検討するということになります。

事務局　　はい、そうです。

会長　　では、今日は 17 ページです。子どもの人権問題というところからスタートしたいと思います。

事務局　　部会の意見を聴きまして、担当の学校教育課とも相談し、今まで真中のあたりの議論した結果から事務局再提出の経過を若干説明させていただきます。まず、現状と課題のところで、下の真中のところの固まりの現状と課題の下から４行目です。支え合う、助け合うといった地域の共同体意識の低下、そこが削除されていると思います。教育委員会の方では 19 年度に策定したベースのものをその後、共同体意識の低下であるとか、あるいはこういう意識であるとか、それを感じる保護者等、そういったところの把握、捉えきれない面があるということで、その部分は削除させてほしいということでございました。それから委員から、訂正したらどうかという意見をいただいておりますので、右側の下のところの下の２行目、その中には身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、次に性的虐待が抜けてはいないかという意見をいただきました。委

員は性的虐待も入れてはどうかということの意見でございました。
それと委員からもう１つ、下の固まりのところで児童虐待について他は児童って書いてあるのですが、そこも子どもに訂正したらどうかという意見をいただいております。18 ページですが、上の括りのところは、今までの意見と部会等の意見とも変わっていません。それから、同時にというところの段ですけれども、２部会の議論ではいろいろありましたけども、市の方が 23 年度聞き取りした調査の結果というところを削除ということでございました。それから、施策の推進方針のところですが、２部会の話としまして条例の部分を記載してはということで、アンダーラインしているところを追加させていただいております。あとは今までの議論の中の推進方針の丸で囲んでいるところの変更はありません。子どもについては以上です。

会長　今説明を事務局の方からいただきました。その中で委員から提案のあったという文言です。これについては皆さんのご意見をお訊きしたいと思いますが、まず、17 ページの現状と課題のところです、下から２行目のところ、ネグレクトのあとに性的虐待を入れたらどうかというご意見をいただきました。これについては、入れてはということで賛成の意見をいただきましたが、どうでしょうか。はい。恐らく性的虐待と上げた方がより現実を感じていただけるというか、重大だというところが読み取ってもらえるのかなという気はするのですけど、それ以外にも児童虐待についてはあるというところのなどということです。

委員　入れましょう。

会長　そうですね。

事務局　委員は、ネグレクトの後ということです。

会長　では、ネグレクトの後に性的虐待という言葉を入れていきたいと思います。それから支え合う、助け合うといった地域の共同体意識の低下という部分の削除ということが教育委員会の方から出ているようですが、これについては実際に捉えきれない部分があるということの説明をいただきました。削除でどうでしょうか。

委員　その支え合う、助け合うといった地域の共同体意識の低下、その次の家庭が孤立することにより、子育てに不安を感じるというところ、そこも。そこが、入ってないですね。

事務局　下から４行を削除しております。

委員　　全部ですか。でも、どうなのでしょう。現状で、聞き取りか何かでこれが出てきたというので、入った。

事務局　　ここは、教育委員会の学校教育課が記載しております。下は削除という話がありましたですけども、上の方にも、地域の連帯感の希薄さとか、書いている関係もあって、同じことが書いてある部分もあり、19 年の頃はそういったその教育委員会が行う調査なりではあるけども、その計画以後、捉え切れないというのは調査してないということもあって言い切れない、捉え切れないという表現でしたけども、そういう説明でした。

委員　　何かそういうデータがないから捉え切れないと言っているのですかね、教育委員会は。だけど、日常、学校業務やっていたら分かるはずです。地域の人権とか取組みは。だから、やはりそこを削除したら意味が、捉え切れないからで削除するのではいけませんね、そういうのは。

委員　　上とダブっとったらとかね、次をみると、しているところを見るとちゃんと家庭、地域、社会でとなっているところの大きなところだろうと思うから、あるから、ダブっているのでしょうね。違うのですか。

事務局　　それもありました。

委員　　それも。３行目、上から３行目もダブるけどな。ダブってもいいじゃないかな。前の方に重ねて言ってあるからな。

委員　　どっちなのですか、ダブっているからということと、データ的に裏づけがないからというのと２通り。

事務局　　捉え切れないというのが初めに言われていました。

委員　　でも、最初の２行目を書いてはいけないということになるので、そういう説明はまずいような気がします。杓子定規な議論の仕方で申し訳ないのですけど、私はダブっているのでというのであれば賛成と思うのです。ただし、データに裏づけがないというのは、それはいかがなものかとは思います。そういう実感を教育委員会の方で持ってないということ自体が、要するに大丈夫だという確信を持っているのか、まずいという問題意識を持っているのかというのは大事なことで、社会全般にはここの部分というのは、今非常に厳しい状況が生まれている、孤立化とか、研究でも社会関係資本という方法論で、この地域のそのネットワークがどれだけその絆があるのかという、

そういう調査分析になっているのが多いと思います。アメリカや日本でもいっぱいやられているのです。そういう意味ではち調査すべきだと思いますし、でも、全国的な日本国内も通説としてはやはりここは孤立化状態とか。ですから、裏づけがないということではなくて、ここのダブっている部分から足りないような子育て後半なのかな、そういうダブっていることを削るかたちでここの内容を加味していけばいいのではないかと思います。

委員　　子育てに対する不安や悩みを抱える親というか、その原因というか、そこが親自身の問題として考えるだけではなく、その社会全体のいろんな意識の低下だったりということが親たちを不安にしているというような意味合いで考えると、同じような言葉ではあってもその意味が何か違ってくるような気がするので、単純にダブっているということではなく、何か問題点がこう違うから入れてあるような気がするのですけど、取ってしまっていいかどうかというのは、今ここで入れないって言い切れないと私は感じますが。

会長　　どうでしょうか、他にご意見はありませんか。

副会長　　協議会で今まで議論されてきた案のところが、協議しておられると思うのです。事務局再提出のところも併せて検討してもらったらどうでしょうか。協議会で議論されたものだけされているが、事務の再提出の分が全然おろそかになりはせんでしょうか、という意味も込めてですけども、両方と照らし合わせて行っていただいたらどうでしょうかなと思います。

委員　　部会の方の話はこうなったのではないですか、その事務局の案に。

副会長　　そう思ったのですけども、今の、協議会の方ばっかり言っておらますので、事務局も併せて見比べて総合的に協議してもらったらどうでしょうかという意味のことを言っておるのですけどね。右ですね、17 ページ。そういうことになると今の協議会の方で、下の４行目はすべて末梢がどうかということですけども、事務局の再提出は、これは入っていますからね。

委員　　この経過等の説明のところで、その協議会で議論された案、さらに部会で議論して。

副会長　　そうです。

委員　　右の事務局が再提出した内容にまとめられたのでしょ、部会の方で。

副会長　　再提出としてね。

委員　　だから部会で議論されてこうなったということで、これ。

副会長　　と思うですが、皆さん協議会で協議された記憶が、協議しておられないとならないと思ったものですから。

委員　　そういう理解でいいのでしょう。部会で議論されて、一番右の方になったと。

副会長　　右の方になったと。そう思ったものですから、発言させてもらいました。

委員　　やはり下４行はよりそのことは大事だっていうことで、私は削除しない方がいいと思っています。

委員　　もう多分部会で話し合われたことが反映されて、再提出になっているっていう考えかたを聞くと、どうなのか。自分のところの部会はこれからなのですが、これから意見を聞きたいと思っているのですけども、それがその通りになったかどうかというのはすごく不安なのです。私はそれを全部入れるのがいけないっていうか不都合だとしても、その不都合だと言われるのでしたら、その子育てに対する不安や悩みを抱える親が増えているのは、それに関してはオッケイのような気がして、それが、家庭が孤立するっていうところの文章をせめて、そこは大事かなと、いろんな理由によってその身体的だったり、心理的であったりいろんな虐待を受けている子どもたちの家庭は、おおかた孤立している場合が多いのではない、何らかの理由で。そういうことは、抜けてはいけない現状だと思うので、入れた方がよいと思います。

会長　　第２部会の、特に変更するという話ではなかったと思っているのですが、そのあとで教育委員会が出されたのですね。

事務局　　さっきの説明はそうです。結局だぶっているところが何箇所かあったということで、読み直した上で修正かけてこられたということです。

会長　　読み直しですね。

事務局　　当初も教育委員会が作成した原案は、今修正をかけられたということで、二重の表記があるということで、先程、委員さんが言われたこの子育てに対する不安を抱える親が増えているっていうところの理由として、地域の共同体意識の低下っていう記述をここに入れたらと思います。

会長　　と思います。そうしましたら、事務局再提出案の下から３行目の子育てに対する不安やという前のところに、共同体意識の低下っていう、この文章を家庭が孤立することによりというところを入れましょうか。

事務局　　家庭が孤立することなどにより、

会長　　そのために不安になるという親がいるということですね。

事務局　　そうしたら二重に表記がならないと。

会長　　では、この文言を入れていただくということで。次にいってもいいでしょうか。

委員　　教育委員会が、半年前に作られたわけですね。ここ抜粋したら、この関係課のものが挙がったもの。現状と課題で、上の部分が言えば一般社会、その中にいじめとか体罰のことがくる。その中に家庭ではと。言いにくいかもしれないけど、学校ではという項目があってもいいような気がするのですけど。不登校でもいじめでも、学校での現状とか、教育委員会に来てもらって部会で説明を聞いたのですがけども、確かに取組みは一生懸命聞かせてもらいました。だから、支援の方ですわね。こっちの方に記載がありますから。それで、現状の方は、

事務局　　16 ページ。18 ページ。

会長　　学校ではという文言がありましたので。はい。

委員　　ですので、さっきのは、この３行目の事項は直した方がいいですね。

会長　　そうですね。では３行目の児童虐待は児童の人権をというところを児童のというのは子どものということで、はい、変えてください。それ以外は特に変更点はないようですが。

委員　　どこの調査、３行。

会長　　３行でいいのですね。18 ページの方で、はい。アンダーラインの削除ということで、ヒアリング調査の結果というのを削除ということでしております。

委員　　いいではないかな。

会長　　よろしいですか。では、２番の施策の推進方針というところです。ここでは条約部分を追加して入れていただいたというところですね。

委員　　３章ですけども、推進方針で人権の条約の条項、一番下の載せ方によれば、この条例と主旨と内容の普及啓発、それで、その次に実現に努めますと。基本に則すような記述なのですけども、啓発、それでいつまでも啓発と言ってもらっては困るので。

会長　　このアンダーラインのところを追加ということですね。

委員　　そうですね、せっかく、今入れてもらっていることは、ありがとうございます。

会長　　はい。啓発、これ。

委員　　普及が入っているのだから。

委員　　啓発という時代がずっと続いておりますので、形だけでも、思いだけでも。

委員　　啓発だけじゃなくて、普及という言葉も入っているのだから。

委員　　学校だったら、そういうことは実現しているとか、社会なら社会と、普及でもいいのですけど、啓発というのがほしいですけどね。

委員　　入れておけばいい。

会長　　いいですか。

委員　　はい。

会長　　それでは子どもの人権というところで人権問題については、これでいいでしょうか。

委員　　基本方針で、丸の下から３番目の鳥取市要保護児童対策地域協議会を活用し、やると。ただ、要保護児童は、これはどういうような会、要保護児童というのは、これ自体がどういうものなのか。

会長　　どういう活動をしているかという質問ですね。

委員　　施策の方針ですね。

副会長　　詳しいことは分からないですけど、要保護というのは家庭的に経済的に困窮とかで援助が入っていると思います。

委員　　準要保護。

副会長　　要保護は準要保護の上です。準要保護の方というのもありまして、これは、恒久状態にある課題に対して児童扶養手当とかがあります。

委員　　準要保護はこの要保護とは全く別でしょう。経済的っていうことはないから。

委員　　何か、わけが分からないことをいわれても。児童虐待に対する安全対策を。

副会長　　家庭というか、ご家族っていうのか、そういう協議する会だと思いますよ。

会長　　改めて事務局で説明をお願いします。

事務局　　改めて調べてみます。

委員　　そこと連携してとか、活用してっていうのが、それ、調べておく必要があります。

会長　　個別に説明文をまた下につけていただくとか、つけていただくような格好で、もしそれが次回に分かれば、それについて、それが適当かどうかということも含めて、協議をしていただかないといけないかもしれないですね。説明をまた次回にでも出ていただけますでしょうか。

事務局　　はい。

会長　　他にはありませんか。

委員　　さっきお配りしたものについて説明させてください。

会長　　はい。

委員　　さっき配られた紙ですけども、不登校、今回いじめの問題で資料に追加いただけたらなと思って、日本海新聞の切り抜きで、午前中、公民館に出たらあったので、これ。それで、例の亡くなった子どもたちに加わって、教育委員会の中の２名か３名の人が一生懸命細かい調査聞き取りをされて、細かく克明に子どもから聴いていて、ああい

う事件が起こらなかったじゃないかということが書いてあるのです。日本海新聞ですけども読んでおられるかもしれません。それから、もう１つは、この会が始まってきちんとヒアリングをやられたのですけども、子どもの不登校とかについては、直接のヒアリングはなかったのではないのか、学園がそれに答えて文章を出しておられて、子ども権利条約の部分で付けておりましたけども、実際の当事者からの聞き取りというのは。これはいわゆる支援されたり、応援されたり、あるいはしておりますけど、実際の、例えば、不登校でも、不登校の子どもとか、親の集まり、グループというのはたくさんある、この近辺でも。実際の生の声が届いてないと言うのをずっと思っていました。これはある親御さんに頼んで古い話になりますけど、３人子どもさんがおられて、中の１人はまだ家におられますし、それからあとの２人は大学まで行かれて、就職もしておられます。いかに親が苦しんで、実はお父さんも会社に出られなくなっているのです。ずいぶん治療もされた。そのかたが最後に現在も当事者ということを書いておられまして、本当に不登校問題は、病気の具合で障がいの問題のときに、いろいろありましたけども、本人がどうこう、市教委もこの中で言っておられた、不適応対策委員会がいつまでも目の前で言っておりましたけども、不登校という考え方でいくと、今の学校教育は問題がないというような発想もありはしないかと思うのですけど、そうじゃなくて、やはり子どもの生の声とか、親の気持ちとか、それから実際に対策委員会やるのなら、少なくとも子どもに近い感じの先生など、その指導された実情とかそういうのを聞いてほしいなと思って、どうにか何とかその記事を読んで見てください。ただ１つ、私は 20 年ほど親の会に携わっていて 100 人は、子どもの、親の生の声を聞いています。最近では、高等学校、そういう近くのいわゆる進学校で、勉強が大変かと思いますが、大変な子どもからの直接訴えがあります。私も立ち合ってくれということで、校長さん、それから教頭先生、学年主任、保健室の先生というかたで３時間も４時間も話し合いをしまして、そのずれがあって、子どもが直接、憧れてきたけども、こんな学校とは思っていなかったと、そういう対応をされて、子どもの声をぶつけられて初めて、それまではいじめと今の子どもに言われて困るのです。教育委員会の高校教育課からの仲介もあって、そういう話し合いが漸く成立したと思うのです。私の方が立会人ということでやっぱり子どもや親の生の声、これはずっとこの会でも当事者の協力者になっていくとか、強調されてきましたけども、いじめ、あるいは不登校、あるいは学校教育もですね、非常に問題になって、その子の言うのには授業、せっかく授業しにきたのに勉強ができない、安心して勉強できない、それをなんとかしてほしいと、こういう訴えをやっておりました。ぜひ、何かの、このようなかたちで、そういう今の学校の現状とか、子どもからの直接の訴えができるようなかたちに、読んでみてくださいと。

会長　　今のお話いただいた件については、多分実施の方でまた盛り込んでいただければいいかなと思いますので、それでは次にいかせていただきます。20 ページ、高齢者の

人権問題というところです。すいません、事務局さんお願いできますか。

事務局　　真中の同じように協議会で議論された案を踏まえた上で経過を書いて出そうということにさせていただきます。この中では、数値について未使用で全体的に比率を考えるということで、前回第２回目は、それは５ページの方に短いのですが書かせていただいております。それと、すでに現在高齢化率、総人口における一覧のところにもうすでに向かえているので、向かえていますという表現に変えています。それから、真中の段落のところで、２部会で、斜線を引いているところですけど、また加齢による体力の衰退や精神的変化など高齢者によってそれぞれ個人差がありますということは、２部会では削除ということで、結果削除になっております。
　それから、下の方のヒアリングの結果というところは、削除ということだったので、削除しております。併せて高齢社会課の方も改めて見直しまして、高齢者福祉計画でも介護保険、それに基づいてやっておりますので、その部分の追加をお願いしたいということで、そこに書かせていただいております。それから、推進方針、施策推進方針ですけども、20 ページに２つと 21 ページに６つあるのですけども、上から２段目の方です。高齢者は住み慣れた地域で安心して生活する地域包括支援センターの周知、について、機能の充実に努めるという、周知というところから一歩進んで機能の充実ということにさせてもらいたいという申し出がありました。以上です。

会長　　それでは、高齢者の人権問題というところです。向かえていますというところでこれは問題ないですね。

委員　　はい。

会長　　それと、次の最長寿国、長寿国というところが世界有数のというのが頭につくということですね。

事務局　　記述が抜けていてすみません。

会長　　これについてはよろしいですね。次のまた加齢によるというところです。個人差があるのにこのことによってというのはおかしいだろうというように第２部会の方で議論したところです。削除ということでよろしいですかね。

委員　　ここの追加だけども、ここに。現状をかなり謳ってある。

会長　　推進に入れてください。はい。

委員　　だから、その推進方針の前書きの中に一緒にこれは文章化するべきだな、これ。

会長　　そうですね。入れていただく方がいいと思います。その他は先程説明がありました21 ページの上から２つ目の丸のところですね、地域包括支援センターの周知というところを機能充実という言葉に置き換えてくださいというのがありました。どうでしょうか。成年後見人制度については、説明に注釈を入れるということですが。

事務局　　そうです。

会長　　高齢者の人権問題について全体でどうでしょうか。ご意見等がありましたら、よろしいですか。次に行ってもよろしいですか。はい。それでは、22 ページ、外国人の人権問題というところです。

事務局　　１部会で議論され、第２回の部会で鄭委員からアンダーラインの修正でどうでしょうかということで、その旨部会の方で修正されたものです。併せて、ヒアリングのときの聞き取りの調査の場所を変えようということも話され、上の現状の方に持って来させていただいたところです。それから、次のページの 23 ページのところで、指針方針の方ですけども、児童生徒の学力ケアに関することを盛り込むという意見があり、すでにそれぞれの学校とかでもやっているということと、外国人児童生徒等の中に、一番深刻なのが、子どもは勉強する機会、日本語の勉強する機会がたくさんあるのですけど、母親さん父親さんは勉強する機会がない。今度、人権福祉センターでもそういう取組みを改めてしようということで、お父さんお母さん等が日本語学習をする取組み等も踏まえた想定で入れさせているということです。

会長　　現状と課題のところです。アンダーラインの文章に変更したということですね。

事務局　　はい。

委員　　１回協議会にて議論されてきた案のところでは、文化の違いとか、言葉の壁という以外にも人種・民族とか、いろんな違いを基準としての差別や偏見があるというようなことが書いてあったのですけど、再提出にはそういう具体的に日常生活の中でのいろんなすべきことが削除してあるのですけども。

委員　　いや、してないですよ。そこの部分で下から、１、２、３、４、５行目から、言い場所変えた。中の段のアンダーライン部分は、言い回しを変えながら、右のように。

委員　　はい。

委員　　表現したということです。

委員　　これのあたりということがありますね、はい。それと。

委員　　それで、下のヒアリングのところをさらにそこに付け加えて、ヒアリングとはとありませんが。聞き取り調査のことを言っております。いいですか。

委員　　はい。あと、13 ページの説明があった外国人児童生徒などへのところ、などを今保護者というふうに説明があったのですけども、生徒だけではなく、その保護者に対するっていう、それをきちんと文章として表すのはだめなのですか、等って言われても何かぼんやりしていて、今説明があったから分かるけども、等ってなんだろうなっていうことなので、それで保護者へのって書き込んでもいいのではないかということと。

委員　　そこは、はっきりと言葉で言っても良いのかもしれない。等ではなく。

委員　　保護者なのですか、これ。

事務局　　保護者だけじゃないのです。等で広い意味ですけど。

委員　　子どもだけじゃないよということがよく分かる。

委員　　あと語学を初め学力向上に配慮しっていう、国際理解に教育を推進するっていうので、これだと私の感覚では日本文化っていうか、日本語に対するものの教科に思えるのですけども、そこの各母国語っていうか、そこの自分の母国の文化だったり、言葉だったり、いろんなことを学習という機会っていうのは、子どもたちにとかに、そういう場っていうのは持たれる、そういうものは推進していかないのですね。日本にいるから日本のことをちゃんとしろという、そうとも取れるのですけども。

事務局　　まずは日本で生活する前提でまず語学が初めで、日本の学校に通っておられますので、数学も理科とかもみんな日本語になっているのです。それで、各自の文化という部分は、母国語のカリキュラムはないのです。

委員　　カリキュラムとか、知りませんけども。でも、国際理解とか、そういうことになると、日本の国にいても他の国のことも理解していかないといけないし、当然国の子どもたちっていうことになると、具体的に自分の国のことは知らなくていいのかっていう、日本のことだけというのでは。

事務局　　そういうところは学校教育とは離れ、例えば国際交流プラザの中で、そういうサークルがあって、それはそれでやっておられるのです。そういった意味で国際理解を日本人との交流も含めてというように聞いております。

委員　　非常に重要な論点だと思うのです。

事務局　　はい。

委員　　日本に来たから日本の文化、言語を適用してくださいねっていうのは、ある意味では同化を推進している。それは国際理解というように受け入れ側は思っているけれども、その子どもたちが、自分の元々の国に帰ったときとか、その後の生涯設計が多様な言語とか、国の文化ということが保障されているのかということも含めて、国際理解と多文化共生だと思うのですよね。

事務局　　はい。

委員　　だから、今の学校教育の中ではそういうカリキュラムが保障されてない。制度的な保障されていないことは、今現在の前提として、何かその一文を少し意識したことが必要ではないかというように思うのですが、かなり違うと思うのです。第１段階、第２段階じゃないのです。同時に必要なことが多文化、共生の社会の作り方であって、第１段階は日本適用、第２段階余裕があるから、あなたの国の言葉も教えてあげますよでは、それは違うのです。

事務局　　分かりますけど、市のレベルでできるのかという、制度上の問題もあります。

委員　　だから、その国際プラザが、さっきも言われたね。

事務局　　はい。

委員　　そういうところで、そういう保障というか、そういう何か可能性ということを模索はできないのですか。

事務局　　企画調整課が担当としてやっています。ここの語学は、小中の先生とかの行われている部分で、等のところで保護者でというところ。学校教育と言ったら制度の前提でやりますよね、それから国際、先程の話は分かるのですけども、国際教育っていうのは、また制度上の話ではなくて、市の国際理解というもので、任意的って言ったら語弊がありますけど、そういったところでやるというところの違いがありまして、先程、

第１段階、第２段階の２段階の方については学校教育と離れると思います。

委員　　学校教育でなくて、今、外国人の人権問題としての推進なので、それは別で、重なる部分はあるのですけど、例えば、片方の親が日本人であり、片方の親が外国人であったというときに、日本語が話せて、日本に住んでいて、文化にも慣れてきて住んでいるそっちの親の方は尊敬できるけど、日本語が話せないもう一方の親のことは、うちの親は日本語が話せないのよっていうようなかたちの差別意識というか、そういうものが出てきたりとか。その日本に同化することがよしではない考え方の推進の仕方を頭に入れて施策を考えていくように、学校の教育からどうのこうのじゃなくても、その関連するところと必ず連携して、外国人児童生徒になっている子どもは、両方同時に住める住まいかたが、絶対にいると思うのですけど。

委員　　そうですよね。だから、人権福祉センターでも日本語教育教室っていうのも必要なのだけども、ポルトガル語もニーズがあったときにどうしようかという視点が当面施策も不健全ですから、それで、それを予算的裏付けとか、もう人的な裏付けっていうのはその先の具体的なところでいいと思うのですが、最初の段階ではやはり、人権福祉センターで、そういう外国人の文化的な保障を国際交流の観点からやっていこうというのであればやはり今言ったことが同時に必要と思います。それを一文入れておいた方がいいと思います。そうしないと、それがないと委員がおっしゃるとおり、日本文化に適応できることをすることが国際交流だというふうに多くの日本人が思ってしまうことが非常に危険ですし、そういう中で、育てられる子どもたちとか、生活している外国人の人は、非常に人権が保障されていないと思います。

事務局　　説明欄は日本語、語学の日本語としているのですけど、そういった意味で、文章表現で語学を始める前だと思うのですけども、日本語とは書いていないですが。

委員　　私の説明は日本語と言っていたのですけど。

事務局　　それを想定していたのですけども、ここに別に日本語を習うということは書いてなくて、語学を初めとしています。

委員　　これ、どうなのですか。ここの語学の中には、

事務局　　とりあえずは日本語を。

委員　　たぶん、日本語でしょう。

事務局　　日本語です、初めは日本語です。

委員　　だから、それをまず我々が打破しなきゃいけない。発想として、その下に

事務局　　さっきのような日本人に、他の語学を勉強してもらいなさいよというふうに。

委員　　まず日本に来ている外国人の人に、日本の言語を教えるということを保障するのが人権の保障だとか、多文化共生だという、そういう前提はちょっと危ないと、そうじゃなくて日本の文化・言語を保障するのだけども、その母国の言語・文化をどういうふうに保障するのかという、そういうことも想定されていないとまずいのじゃないかということを委員は言われているのですね。

事務局　　はい。

委員　　だから、こういう語学っていうのは＝日本語ではないということをはっきりとさせとかないと、日本語だけではない母語も含めてということですよね。

委員　　語学は、どういう人が対象なのですかね。その外国人が、母国の言葉を日本で習わなきゃいけないっていう外国人は、どういう人が対象なのですか。

委員　　例えば日系ブラジル人のかたで、父親、母親が日本に働きに来て、それについて日本に来たと、それで、日本の生活の中でポルトガル語を学ばない、ブラジルの生活文化を学ぶ機会というのがなかなか保障されていない中で、日本の学校教育に来られるなら、来たいのだったら来てもいいよと、でも、そこではポルトガルの言語は当然日本の今の学校教育では保障されていないわけですね。それで、そういう子どもたちが、どういう状態になっているかということが、これはもうブラジル社会に戻った子どもたちが本当に困っていますし、今現在日本にいる、そういう子どもたちというのは結構深刻な状況に陥っています。だから、戻った場合に関しては、ポルトガル語ができない。それで、日本語も途中で、日本語はいいとして、ブラジルの文化っていうことができていない、向こうで就職難になるのですね。日本にいた方がいいのじゃないかって言われます、そんな問題でもないわけですし。だから日本社会が、外国の、文化の受け入れを急速にし始めたから、そういう問題ってのは特に子どもの問題として顕在化をしたと。まずは、あくまでもそこには両方を保障する姿勢を我々は求めようと、ただ、それの財政的とか人的裏付けは、この後どこまでできるかというのは、また次の課題として残すとしても、だから、例えば人権福祉センターでポルトガル語を教えられるお母さんが、子どもたちにポルトガル語を教えるというのもあっていいと思うのですよ、発想として。それをやりなさいっていうことじゃなくて。

会長　　どうでしょうか、今、委員の方からあくまでも両方の保障を持つということの前提の文章にしたらどうかという提案がございましたが、これについてご意見等がありましたら。

委員　　今の委員の意見に、私はどちらかというと、聞いた範囲では賛成なのですが、多分ここの語学という言葉自身に、実はその聞き取りのときにも、在日外国人の子どもたちへの教育というところの聞き取りでも、母国語の保障というような言葉とかがあったと思うのです。そういうことも保障するということの文章そのもの、どういう表記になるかは分かりませんけれど、そういうことがあってもいいのではないかという、私は提案だというふうに受け止めましたので、賛成です。ただ、事務局が言われるのは、それが鳥取市としてできるかどうかということですか、ただ、先回の議論にもあったけど、できる、できないではなく、これが必要だという重要な観点が必要なのだということは、やはり協議会としては盛り込むべきじゃないかというのが、この間の意見だったので、その旨は取り込んで欲しいと思っています。

会長　　他にご意見はありませんか。

委員　　語学だけで、さっきの話ではないけども、日本語に何も特定しておりませんよという言い方が理解できるのであれば、祖国をも含めた語学とか、或いはここには文化が抜けているけども、そういったことが国際理解に繋がって行く教育になるのだろうと思うが、そういう言葉を入れてはおかしいですか、委員さん。母国語を含めた語学という言い方でね、そうすれば日本語だけではないよと。

委員　　全部です。

事務局　　参考にして、そこの外国人児童生徒・保護者等での母国語を含めた語学を初め、学力向上に配慮し、というようなことですね。

会長　　どうでしょうか。

委員　　それをも含めた。学力向上ってあるので。子供の問題を想定して調べたら、多分教育委員会は、これはえらいことになるぞと。いや、学力向上となっているからには、やはり日本語能力をつけて、日本語の授業について行けるように、そういうシナリオで書かれている文章に、今の違う流れが入って来たら、ポルトガル語とか、スペイン語を教えないといけないの。そんなのという話で、何かこれ書く場所というか、何か分けた方がいいかも知れないのですので。

委員　　その教育的な書き方になってしまっているけども、国際理解教育だとか、それを生活力があるとか、の向上だとかいうようなことでしたらぼやけるのかなあ。

委員　　そうすると、保護者に学力向上。

委員　　それはちょっとまた違う。まだ生活力ぐらいかな。

事務局　　想定は、日本の学校に通う児童生徒等に対応してと、日本語で書く予定なのですけども。

委員　　取る、取らないより一番初めは、文章はこうなった時の議論は、やはり子供達ということを想定していましたよね。

事務局　　そうです。

委員　　やはり子供達、外国籍の子供達が日本語について行けない、置かれているのではないかという、そういう文が、この文章が入ったと思うのです。そのあとで教育委員会との話をした中で、子供達には適切なかかわりはして来ていますと、私達が納得したわけではありませんが、どちらかというと保護者の方がもっともっとその語学の面では必要なのですと、こういうことがあったと思うのですね。ですから、親への配慮というのも必要ではないかということで、等という言葉が入ったのだと思うのです。ということで見ると両方が必要であれば、両方に係わる文章にしなければならない、これを取るとか、あれを取るとかではなくて、もう一個項を起こす必要が出て来るという状況ではないでしょうか。

委員　　そうですね。

委員　　ここでは元々ということで。

委員　　この外国人の子ども、子供の学力等も、子供の学力向上。

委員　　親にとったら生活ができるようにということだろうか。

会長　　項を起こすということで。

事務局　　保護者の方をどうかと、保護者というのは親御さんということで。

会長　　ただ日本語を学ばせるというか、習得するのと、母国語というのはまた別の話になるのではないですかね。

委員　　だから、親や来た世代の人達は、言語としては出来ますから、問題は次の子供達の世代については、その親達の国の言葉をどういうふうに文化をどういうふうに保障するかということが。

委員　　具体的に言い過ぎたと思っています。真中の案だったら、そういうことまでだいたい繋げるなあということをおよそ想像できますわね。

委員　　委員、確かにここの委員はそれで理解ができるのですよ。だけど、聴き取りをしたら現状としてこういう課題があるのではないかというのが出て来たから、やはりより具体化しないといけないというところで、なったと思うのです。

委員　　ここだったら、そういうことも想定できるけども、よりその具体的にということを原簿に挿入したら、文章の流れとして、もうここまでしているわけだから。

委員　　それを１つにしてから分けたら良いのですよね。

委員　　真中のそれだけだったら、そんなに悪いわけないけども、その案を元に修正した結果、無理やり繋げたような感じがあるから、子供にとってはその教育であってもいいと思うし、学力であってもいいと思うが、親には、仕事が出来たり、生活が出来たりすることの力を付けていただくということでしょうから、そういう言い回しにしたらどうですか。何だったらランダムでまた親に対しては別の言い方というか、無理やり付けとるからそういう気がします。はっきりとそこのところはしましょう。

委員　　そう思いますね。

委員　　子供に対する言い回しと。

委員　　大人に対する言い回しとはやはり分けて文章化しましょう。

会長　　でも、ここについては子供に対する教育という部分と大人に対する部分というのを分けて。

副会長　　項を作るということですか。

委員　　文章の続きで。またその親についてはとか、保護者についてはどうだとかいう言い回しに。

副会長　　文章付け加えするのですか。

委員　　子供、文書を続けて。また書きになると思いますけども。いいですな、そういうことで、分けて。

委員　　言葉をくっ付けてしまうのではなく、分けてしまう。

事務局　　子どもと大人と。

委員　　そうしましょう。何時までたってもまとまらない。

会長　　その他に、外国人の人権問題のところで、ご意見はございませんでしょうか。

委員　　委員さん、いいですかそれで。

委員　　はい。

会長　　よろしいですか。それでは次に行かせてもらいたいと思います。24 ページ、病気にかかわる人の人権問題ですが、どうします、ちょっと休憩を入れましょうか。３時から、開始ということで。休憩を一旦入れさせてもらいます。

＜休憩＞

会長　　はい、それでは３時になりましたので、再開したいと思います。24 ページの病気にかかわる人の人権問題ということで事務局の方からお願いいたします。

事務局　　３部会で３回議論が行われた中で委員と委員の意見があり、結果的に部会の方で事務局の案としてミックスするようなかたちで作成していただけないかということがありました。修正理由等は、先回の委員の案と、それから委員の案を明記した上で合わせたところです。真中の案のところを見てほしいですが、現状と取組み、語尾だけを見ると取組みを推進していきますとかありまして、現状と実施方針のところの記述が両方あるものですから、そこを注意しながら行いました。結果、再提出ということで、結構短くなったのですが、右側のようにさせていただきました。その中でも、委員の方から、らい病に関する感染力の議論ではなくてという意見がありまして、結果

こういうかたちで24ページは書かしていただいたところです。それから、25ページは、ＨＩＶのことです。精神疾患のこと、難病に関すること、若年性認知症において、まだ社会的に認知されてないところについて書かせていただいて、右側のような修正にさせていただきました。改めて認知症のことを伝えていく中で書きまして、最後に、病気を持っておられるかたを治療する方の医療側の人権につきましては、改めて書かしていただいたという経過です。26 ページの推進方針ということで、５つにさせていただいております。特にハンセン病のところのアンダーラインのところは、アンダーラインに修正しております。病気については以上です。

会長　　ありがとうございます。それでは、24ページから進みたいと思います。

委員　　ハンセン病の説明のところが、私が言ったからこうなったということで責任を感じるのですが、要するに、いろんな病気について、医療的説明なのか、歴史的、社会的、政策的な問題なのかというか、それが病気によって、こう違いがあったりすると思うのですね。それで、なぜハンセン病が医学的な説明からする必要性があるのかというところを実は疑問に感じているのです。ハンセン病について、誤った政策から誤解を生んだということで私はいいのじゃないのかなということで、うつることは稀ですと書いてしまうと、ではインドの保菌者はどうなのだという、らい菌は感染症だというと、これが基本ですが、感染しやすい人としにくい人というのは、遺伝的な関係があるのですね。だから、このハンセン病を、このワンパラグラフでこう医学的説明をしようとすると、多分一筋縄ではいかなくて、それで、医学的知識がないから、差別を生んだのではなくて、国の政策がハンセン病患者を抑圧した、そこからくる恐怖感、これが基本だと思うのです。

ですから、そういう意味では、らい菌がうつりやすいとかうつりにくいとか、感染症だとか、遺伝病だとか、そういう問題は、説明しても、これは他の差別との関係やら、ハンセン病に対する誤解を解いているという中では、私は本質的ではないのじゃないかなと思います。そこのところを他の委員さんも私の説明、多分分かったような、分からないような。というのは、まだ厚生労働省のハンセン病の説明がうつらない、治る、遺伝病ではないと、これを言えば、ハンセン病、安全ですよと、ということで、差別してはいけんませんよ、という、そういうその説明の仕方をしているのですね、それで、それについて、その３点セット、うつらない、治る、遺伝病じゃないという３点セットを、何で入れなきゃいけないのか、入れたとき、どういう問題が起きるのか、それを考えたときに、そもそもそういう説明で分かった気になっていること自体が、実はハンセン病に対する無理解を作り出して、国の政策の誤りがハンセン病に対する恐怖感を培ったのだというところが本質であって、感染症だったのか、遺伝病だったのかということに対して、これが本質ではないというふうに思うのですね。

それで、だからそこのところと、これ書いたら、鳥取市がかなり全国的には初めて

のケースになりますので、それでは委員、市民の理解までいかないよとか、専門家の委員もこういうふうに書かれているわけですから、そこのところを私も、私の意見でひとまず出していますけど、皆さんが果たして、それで理解可能だったり、見通しを持てるのかというところですけれども、意見で、そこを落ち着かせてください。ハンセン病はらい菌による感染症で人から人にうつることは稀ですという文章はまずい、要するに、日本の現在の健康状態の中でうつっているかうつってないか、専門家は分からない、発症するか発症しないか、稀なような、だからそこでは感染と発症を分けているのですね。でも一般的な説明では、感染と発症を混ぜている、丁寧に分けて理解しているかというところもあると思います。そこをお願いします。どうぞ、皆さんのご意見で。

委員　　委員が言われること、私は分かるのです。ただ、私自身は、ここまで変えないといけないかという思いも持っています。問題は、一番上の方の、この３行なり４行、問題は、人権侵害を受けるに至ったのがやはり国のらい予防法なのです。

会長　　そうです。

委員　　それを、結局は病気のせいにして、その菌のせいにして、誇大な悪宣伝をし、無らい菌運動を始めて、差別や人権侵害を起こしてきたということです。そちらを言いたかったら、この上の４行を、逆に言うと直した方がいいのではないかなという、直すというよりは要らないというか、削除してもね、例えばハンセン病はというところから始めてでもいいのではないかという気がするのですね。それで、もう１つは、私自身が付け加えたらいいなと思ったのは何かというと、今、元患者にしろ、含めて、言い方はどうであろうと、そういう人たちがどういう現状にいるのですかということがやっぱりないです。現状と課題なのに、それで、その家族がどうなのかということもないです。そのところをやはり付け足さないと、現状と課題にならないのではないかなという気がするのです。

委員　　委員の言っておられるように、このあとのしかしながらが、元は先にこないといけない。人権侵害や差別をしてきたかということがまずあって、結果的にらい菌は感染力弱いというようなことが、それはあとで言われた問題であって、なんで抑えられたりや、侵害してきたかということがまずは、それ、逆じゃないかと思っている。しかしながらの方が先に。その言い伝えと言うか、あれは遺伝するとか、嫌とか言われつつ僕ら小さい頃は言われてきて、何を言いよる、知らんぞって。それで、これはちょっと余談になるけども、○○さんは初めて全国で初めて用瀬の町民集会に迎えたのは、私ずいぶん前の話。そのときに○○さんのお家には親戚もあれば、差別をかえって広げるのではないかという思いがあってずいぶん私も悩んで躊躇して、その結果、○○

先生のところにも相談に出てこういうやり方したらどうだろうということで、それでその後すぐに奈良の東之阪町に行って北山十八間戸に行ってあそこの地区の人に案内してもらったり、話聞いて、それで、その当時からハンセン病患者を坊さん１人じゃいけんかなと言うので部落の人たちが会合したりや、風呂に入れたりして、誰一人感染したものはいなかったという事実を見てきて、それで聞いてきて、それでやはりそうなのかということがようやく分かったので、それまでは人の噂で差別をばらまくような、偏見をばらまくようなかたちになっちゃまずいなと思って私もずいぶん悩んで、それで、こうなったらやろうということで、〇〇先生と話をして、それで最近もどんどんあそこに長島愛生園に行っておられるけども、遺骨がほとんど返っとる例はないけども、〇〇さんだけですよ、遺骨がこっちに返ってきてね、墓をこっちにしたのは。だから、まだまだそういった一般社会に向かっては自分の生まれ故郷に帰れないという、あそこにおる人はそういう思いをしているのですよ。そういうことがやはりらい菌が弱いというようなことは、それはあとの話でね、それがちゃんと発見されたにも関わらず療養所ではそれを使わなかったとか、いろんな状況も聞きましたし、だからやはり何が現状で何が課題かということを引っ張り出すためには、この型での順番じゃ、ちょっとこう、誤解を招くじゃないかと私も思います。

委員　長いのですよね、ハンセン病の説明について、この文章は必要ないのです。

委員　ハンセン病を言うのだったら、なんで差別してきたかということをまずは言わないといけんと思います。今なおそういうことあるからね。

委員　それは入れるべきだと思います。

委員　どこに暮らしているというこれは現状ですよ。だから、それを課題として取り上げるならそれをなくすためにはどうするかということを順序立てていかんと。

委員　あまり移らないということを、感染菌が弱いということは、感染力のある病気に対して逆に偏見というか、そういった部分も出てくるのではないかという気もするのですよ。

会長　今のご意見を参考にしながらですが、最初の現状と課題の医療技術の進歩やというところからの一文がありますが、これについては、最初に相互的に定義する文章をということで挙げてあると思っているのですが、どうでしょうか。これについては修正が必要でしょうか。これがあってその後に法による隔離政策というのがハンセン病はというところの後に続いて、ハンセン病は国による隔離政策と官民一体となって行われたという文章が次に来てもいいのかなと、人でらい菌による感染症で人から人に移ることは極めて稀ですというのが、それはいらない。

委員　　いらない。

会長　　それはいらない。極めて稀です。しかしながら現在の現状をもう一回挙げないといけないということですかね。

委員　　やっぱり国による隔離政策、

会長　　というのは要りますね。

委員　　ハンセン病はこれによって助長してきたと、それで、弱いということを言うことかな。言うのであればその後に言うのでしょう、こうひっくり返して。

会長　　ひっくり返すというのは。

委員　　しかしながら弱いということを言うのかな。

会長　　にも関わらず、現状があるというような書き方をしないといけない。

委員　　そうそう。

委員　　例えば、病気に関わる人のことを、ハンセン病のこととかで、すごく言っているのです。病気ってたくさんこうあって、たくさんの病気があって後々出て来るのですけど、結局は私が修正案だしたところは、取組みを推進していきますが、推進のことだからって推進のところになっているのですけども、現状では様々な病気について治療、予防とか、医学的な対応が必要ということを、それは言うまでもないけども、病気に関わる人が抱える生活上の問題を人権問題として捉えて、そういう解決に向けた取組みがなされていませんというのが現状なので、それを入れて、その経験上ということというのはどうなのかな。

会長　　その後でそれぞれＨＩＶであるとか、認知症というのは、それぞれの現状とかが書いてあって、じゃあハンセン病についてはどうなのだというところのお話だと思っているのですが。

委員　　それで、そのことが今言ってきたところは、現状の中にも入っていないので、どうも全体的なこの病気に関わるところでは、何かすごい感染者のプライバシーを保護したいという、そういうことが方針になっているというか、なんですけど、病気に関わる人の人権問題というのは病気であっても社会の中で活動したいという意思を持つ人たちに

対して、鳥取市がどのような方針で関わってきているのかというのが見えないというか、ハンセン病の問題についても、元患者さんの人権を奪ってきたということ、どういうことを施策の中でやってきたかが全然出てきていないし、プライバシーの保護や施策と考えてしまっていること自体がなんだかとても不満で、どう言っていいのかですけど。

委員　訂正。一番上は全体にかかる文章だったのね、早とちりですみません。それで、今、委員さんが言ったのはこういうことですか。例えばその上の文章の誤解や偏見により病気に関わる人が人権侵害を受ける現状がありますだけではなくって、元の議論の、議論されてきた案のところに返ると、例えばまだ様々な病気についてまず治療や予防など、医学的な対応が必要となるということは言うまでもありませんが、病気に関わる人が抱える生活上の問題を人権問題として捉え、その解決に向けた取組みを推進してきています。しかし、その課題は解決されていませんというようなことが全体に一番来るべきじゃないかということですよね。

委員　それがあるので。

委員　私もそれは賛成です。それで、その後で、ハンセン病ではとか、こうきた方がいいという意味ですよね。その部分を検討してほしいですね。

会長　それでは、文章の方を追加した方がいい。現状があります、のあとに、これまで議論されてきた案の、また、様々な病気についてという一文を入れるということですね。

委員　そう。

会長　これが推進していきますじゃなくて、推進してきている、きていますか。

委員　推進という言葉は入れるといけないですね、なんて言われましたっけ。

委員　取組みが行われてきましたが、問題は解決されていませんとか、そういうような意味合いです。

委員　取組みが行われてきたのは戦後ですね。

委員　だけど全体像に係わる問題だから、

委員　若年性認知症の問題は、新たな問題みたいなところで、今まで取組みが十分ではなかったというか、認知されなかった問題が認知されだしたところでいうと、こういう

取組みが始まったことによって若年性問題というのが認識され、これから広げていかないといけないという意味合いのことを入れたらいいのではないかなと思うのですよね。

委員　　どうでしょう。そういう解決に向けた取組みはまだ十分とは言えませんと言い切ってしまって。

委員　　はい。

委員　　推進してきているではなく、その取組みは十分では言えませんと。

委員　　切って、ハンセン病についてはどうだって言ったら、ハンセン病は国による隔離政策等云々で助長してきました。また、らい菌による感染、うつることは極めて稀ですというようなことをそのあとにつけて、ハンセン病はそこで括ってしまって。

委員　　ちょっとハンセン病については、医学的な説明はかえって危険なので、要するにうつりにくいって言ってしまった場合、専門家はそれ言えないって言っている人が結構いるのですね。多くのこの病院の人たちなり現地の人たちも含めて。ですから、そういうことではなくて、やっぱり国の政策によって隔離、官民一体のらい菌運動。ただし、その中で、鳥取ではこういうことはやってきたという文言を入れて、このあと、でも残されている課題ということで私は書いていけばいいのではないかという気がします。ただし、残されている課題っていうところで、委員が出されているハンセン病問題基本法っていうことで提案されているところは、ちょっと委員がいないとまずいかなとちょっと私は思います。でも、この私の基本法自体では基本法を作ったのは、要するに園から社会復帰していくには難しく、年齢的になってきているので園に居ながらにして、要するに療養所をハンセン病の隔離されている人たちだけのための療養所から垣根を下げて療養所の多様な利用ということで、社会復帰の機会を、交流の機会を作っていく、それが大きな目的だったと思うのですね。となると、鳥取の場合は療養所を持ってない。そうしますとこの基本法をどういうふうに鳥取では本当に推進していくのかというのが、私はまだこれがよく分からないのです。

だから、これも大事ですし、だからもっと私は、現実的には、療養所の人たちが鳥取県に来たときに、病院にかかろうと思ったときに市立病院だけは症例を、経験者がいる、今いる皮膚科の先生に、いるのかどうか知りませんけど、症例を少し見ていただくことによって、医療拒否を絶対しないという、そういう方向性を出していただけるなら現実味のある政策だと思いますけど、啓発とか、何て言うかな、孤立させないっていうのは、現実的には周りが温かい目で見ても医療行為やら仕事やらいろんなことで孤立しちゃうのですね。だからちょっとここはまだ委員なんかも含めて議論し

た方が私はいいかなと。

委員　　確かに日本もそうでしょうけども、現実にあそこの人たちが宿屋を断られたり、ホテルの宿泊を断られたり、それから一般の人たちの理解が不十分であるというようなことからそういうことになるのでしょうけども、そういうことを恐れて国に、年齢も年齢ですけども、やっぱりもうよう帰らんと。ましてや墓やなんかも持って帰るなんてようしないというのが現実なんのすよ。だから、そういう現状があるよということをまずはハンセン病について言うのなら、もっと簡単に言ったらどうかと思うのだけど。だから、弱い強いっていうのはあえて言えるのはここに文章がしてあるのであとにつけ加えたらどうかって言いましたけども、強い弱いっていうのは、これはやっぱり誰が決めるかって言ったら、やっぱり分かったから決めるのであって、僕ら実際行って、現地に行ったりして、したからそういう理解はしましたけども。本当に、例えば握手求められても冷たい、ここから先全然体温がないような手を握ってみてください。普通ははっきり言って相当勇気がいると思うのですよ。この辺から全部なくなっている人がいるからね、あっても神経が麻痺していて熱い風呂に手をつけても熱いとも感じないし、そういう現状があるので、だからこの病気に関わるところをやっぱりトップにハンセン病を初めと従来から言ってきておりますので、そこのところはもうちょっと丁寧に、この現状を、それから課題というものをそこから引っ張り出してやっぱり謳うべきだなと思います。

会長　　はい。ということで、先程上の４行に議論された案の中の一文を足すということ、そのあとにハンセン病は国によるというふうに文章を続けてもいいということですね。

委員　　ええ。

会長　　ハンセン病は国による隔離政策と官民一体となってという文章につながるということ。ただ、そのあとで、どうですか、鳥取県として初めて出身のところに戻ってこられたというような全国にないような活動をしておられるようなことも鳥取市でやってきたというようなことは挙げるということは難しいでしょうか。ただ、それをしながらやはり問題はたくさん残っているというような文章にもっていった方が、鳥取市としての現状がどうかって言ったときに、今までそういう活動をしてきたということは挙げた方がいいのではないかと私は思うのですが。

委員　　あまり長くならんように。

会長　　長くならないように。一応、これは今出たところでの文章を作っていただいて、ま

た委員も含めたところで一緒に議論させていただいたらどうでしょうか。ちょっと、やっぱり専門のかたがいらっしゃる方が、いいと思います。

委員　　専門職。

会長　　では、引き続いてＨＩＶのところにいきましょうか。25 ページです。ここかなり修正がかかっていますが、ご意見がありましたらご発言ください。

委員　　目的を説明した部分が。これは、資料はないのかな。安全な病気が安全じゃないから、多少作りが、

会長　　ＨＩＶのところはどうでしょうか。

委員　　同じことだと思いますけど、感染力のところと。こういう表現してありますね。

委員　　だから、私はその病気を巡る人権侵害という総論のところが非常に大事で、個別の病気を挙げたら切りがない。ないしは、その医学的な説明をしたからといって人権侵害がなくなるわけではないと。そこのところがちょっと、今度は、教訓としては歴史的に人権侵害をしてきて、そこから学ばなきゃいけない事例として、例えばハンセン病とか、ＨＩＶに対する理解と問題がある。ただし、そのまだこれから起こり得るであろう、ましてや現在起きているその人権侵害として理解がきちっとされてないような問題もきちんとアンテナを張っていくというか、病気に対してはそういうその無理解が起こりやすい。要するに、健常者を前提とした社会のあり方が病者を特別な存在として見出そうとする、すると特別な生活、特別な理由、特別な対応というようなことによって、それが人権侵害に陥るという、そういう危険性を常に孕んでいるのだという総論があって、歴史的教訓と課題が変わってもいいのではないかという気がします。だから、医学的説明に入るとたぶん同じ、ハンセン病と同じパターンに入っていってしまいます。

会長　　そうですね。

委員　　精神疾患については医学的説明されてないのです。というのは、医学的に全部説明しきれないから不安ですよね、だから、やっぱり病気っていうのも医学的に説明して無理解だというふうにこの方針で書くのは限界があると思います。それは、それで１つずつ啓発やら歴史的な課題の中で、その医学的な事実を知るということも大事なのだけど、方針に医学的知識というのはちょっと違うかなという気がします。

委員　　ちょっとそういう文言を最初に持ってきた方がいいと思います。病気のことよりも、病気にかかっている人や家族ももちろんですし、治療にあたっておられるかた、病気をすべて受け入れるという問題もあると思います。

委員　　感染力が強い病気の場合、どう人権侵害をこう起こさないように配慮するのかとか、そういう発想がこの中に入ってないのです。個別の病気でピックアップしているからそうなっているのです。だから、感染力が弱いから心配しなくていいですよっていう説明では、トータルとして病気の問題も人権抑制には方針としてはつながらない。個別の問題だけは何とか保障してあげるということで議論になってします。すいません、今ごろこんなことを言って。

委員　　何か、どうまとまるのか分からない、とにかく病気ってたくさんありますよね。だけども、そのある病気にかかっていることを言って、何かしらの周囲の理解を求めたいと思っても、その病気だと言えない病気の人たちは、人権が守られているっていうふうにつながらなかったりとか、その人の人としての尊厳が崩されてしまうとか、そういうのが病気に関わる人の人権問題として考えられていかないと、と思ったので、その最初は当初案の中でそのハンセン病、ＨＩＶ感染症などっていうふうに簡単に書いてあるので、個別の、今、分かり得る精神疾患だったり、何だかんだ多様な認知症であったりとか、そういうようなことを具体的に書き上げたりしたのですけども、総論というか、その中でどう書いたら、どう書いたらいいのでしょうね、何か。

委員　　病気と人権をどう考えるかといったときに、病気を一生懸命詮索しても人権侵害の問題の本質ではなくて、病気をこう排除してしまうような社会のあり方をどう変えていくのかということが基本方針であって、それで、その中でこれまでそういう社会を作ってこなかったから、具体的にはハンセン病問題とか、ＨＩＶの問題とか、精神疾患についてもいまだに日本の社会ではその問題に対する偏見が残る。こういう問題も残っている。そのためには、この病者がこう当たり前のこととして言えるようなそういう社会やらシステムをどう作っていくのかという、そういう総論なのではないですか。各論のところは、教訓として取組んできたけど、やはりこういう壁に当たっているとか、まだ解決されてない。全部は網羅できないですよね。

委員　　整理した方がいいなと思ったのは、総論を膨らませるというのは、私も賛成です。まさに病気ということを自分たちがどう捉えて、どのような対応をしてきたのかということが問われるわけです。その問い方を総論のところで言うということでしょう。それで、ただ、委員自身の提起は私の受け止め方ですが、ある部分は、何々について、何々についてと分かる部分は挙げてほしいというのが思いだと思うのです。なぜかというと、例えばそれを外してしまうと何かこう総論ばっかりで分かった気になって、１つずつの具体的な課題が見えてこないというところに陥りはしないかというとこ

ろで、総論を膨らませるのは賛成だけれど、では、それぞれの課題の現状や課題という部分、そこはきちっと載せてほしいなということだったのではないかと思うのです。たぶん、そこが整理されてなかったのかなと、委員はそのつもりで言われたのだと思うわけですが、そこが、整理ができてなかったのではないかと思います。

委員　　その方向で。

委員　　いいと思います。

会長　　今のご意見で皆さんがおおかたと思いますが、では、ここについて全体的に文章を直さないといけないということですね。

委員　　そうです。もう最終段階になってきますから、きちんとして大事なことは入れると。

会長　　でも、総論のところをもう少しボリュームをもたせるということですね、状況をめぐる人権についてのことが重要だということをぜひとも文章にしていくということ。それから、各個別の病気については、今まで取組んできたけど解決されてない問題があるというような書き方をしていくということで、それで、将来的には今現在そしてまた将来起こり得る病気に対して、こういう対応の仕方をしちゃいけないよというふうな書き方をするということ。では委員、お願いします。

委員　　はい。

会長　　それでは、今日もう一度提起していただいたものについて、次回議論というとこにさせていただいていいでしょうか。

委員　　推進の施策の推進方針なのですけど。26 ページ。それで、私は議論されてきた案のところで、上から２番目の丸のところの、具体的にという相談窓口を作ったり解決でかかる体制を作ったりする。具体的に考えたつもりなのですけども。出されたものは、なんとなくこう聞きとったものだったり、情報交換を行い支援するもの。何をするのかよく分からない。ケアサポーターの養成とか、それはその高齢者の日常に関することでは有効的なのですが、若年性の場合は、また違う問題があったりするので、社会に出ていくときに、どのような支援が付けられるかっていうようなところを考えて欲しいのですが、何でも認知症って言うと、その家族を支援するケアサポーターの養成や正しい認知症の理解って書いている、そこがその文章をちょっと止めて欲しいと思います。

それで、確認したいのですが、最初の頃、若年性の認知症に関してどこが市として

担当ですかと聞いたときに、地域包括支援センターとおっしゃったと思うのですが、この会議の場で。10 月にどうもそこではなく、若年性の担当は障がい福祉課に変わりました。ということをクローバーの方に言われたようなのです。その場に私は居なかったのですが、そこを確認して施策を推進するときに、具体的なものを考えるときにどこがされるのですか、人権推進課はそれを把握していますか、変わったということを。それで、変わったのはなぜですか。

事務局　　聞いてないです。

委員　　では勝手に中央包括は、障がい福祉課ですということを単独で決められたということですか。

事務局　　そういうこと自体も知らないです。

委員　　知らないとは。そんなことでは、たらい回しのいい例じゃないでしょうか。それで、そんなことでこう一生懸命考えてやっていても庁内でそんなふうに何の連絡もないしで、この会議の場にも中央包括の方が出て来られたと思うし、障がい福祉課のかたは出ておられたかよく分かりませんけども、何か本当にその市民のことというか、困っている人達のことを考えてやっているのだったら、こんな責任を転換するようなやり方はおかしいと思います。もう 1 度確認してください。

事務局　　10 月ですか。

委員　　10 月 10 日です。呼ばれて聞いてもらって帰ってきたようなのですけども。

事務局　　確認します。

委員　　ですので、そこのところをちゃんとしないと、若年性の問題に関しては、新しい問題なのでこれまでの捉え方では確かに難しいと思うので、きちっとどこが担当して、相談窓口なり対策内容を一緒に考えていってもらえるのか。というところを確認したいと思っています。それと、基本方針に患者や関連者のプライバシーを保護しますというのは、それは医療機関がもちろんということであり、社会に出ていくための支援を市は考えていただきたい。どんな問題でもプライバシーの保護は出てくると思うのです。これを挙げることによって具体的な施策が考えられなくて、プライバシーの保護ですからねというふうに逃げられそうで。社会に出ていきたいっていうところになると、感染症を抱えている、例えば、肝炎だったりする人もいますけども、プライバシーの保護をするっていうことが市の方針に特別に挙げることなのかどうかってい

うのが疑問なので、それ、挙げてはいけないっていうことではないのかも知らないけど、その中に社会に出ていくための患者さんたちが、病気を持つ人たちが社会に出ていくための施策が載ってない。最後にこれでふられてしまうと不安を感じます。

会長　プライバシーの保護だけでは社会に出ていけない。いけないという言い方はちょっと具体的ですけど。

委員　私はそういう受け止め方ではなかったのですが、たぶん、その１、２、今まで議論されてきた案の３つ目と関わって、生活支援をコーディネートする体系を整備していきますというのが議論された案で、それ自身が今度は事務局案にはなくなっていて、本来なら欲しい施策、当事者が欲しい施策なのですよね。それで、このプライバシーの保護という当たり前のことが、あえて書かれるということになるとこのプライバシーの保護ということに重きが置かれてコーディネートするということ自身が上手くいかなくなるのではないかということを危惧しているということですね。

委員　そうです、ありがとうございます。

委員　ここは、そう言う意味合いに取りましたけど。

委員　そうです。

委員　だから、この議論されてきた案ということをどのように活かしていけるかというところで、もう一度その方針案の提案をしていただきたいということじゃないかと思いました。

委員　はい。ありがとうございます。

会長　生活支援をコーディネートする体制を整備していく。これは議論の中では若年性認知症の患者等にというところに出てきていますが、これはすべての病気のかたに同じでするべきではないかということですね。

委員　それから１つ、推進方針の丸の順番ですけども、ハンセン病があったら付け加えられてあれだけども、現状と課題の方の順番に、個別でないものは初めに持ってきて、その次に個別で、もし推進方針を言うのであれば、初め出てきた順番に並べた方が分かりやすいと思います。

会長　現状と課題に出てきたところがあればということですね。

委員　　共通はまたあとで。

会長　　そのあと、ということですね。

委員　　どちらにしろ、現状と課題というのがもう１回出てこないと、施策も。ちょっとすっきりしないところがあります。先程の件で、この基本方針にも関わるけど、具体的な文言云々ではなくて、先程の委員から担当部局が変更になっていると、包括支援センターから、地域包括センター。

委員　　地域包括支援センター。

委員　　支援センターから、地域包括支援センターというのは主に高齢者の問題を扱っていますよね、主には、そういうことですよね。そこから障がい福祉課になったと、私もちょっとこの意味合いをきちんとしておくべきだなと、どこが担当になろうと。大雑把な言い方ですけれど、実際なぜそこになったのかというところが、大事なとこじゃないかなと思うのです。どういう理由があってそこの課となったのか。となると、そこから施策が具体的に提案されたり、当事者と連携をしっかり取っていくということについて、どうしてそうなったのかということを知らないと、両者が良い関係にならないです。

委員　　どこがなろうともきちっと取組んでいただけるところであれば、そのためだったりとかね、新しくここが担当してやるっていう気持ちがあるのか、ないのか、いろんな。

委員　　秋から担当にはなっておられると思うのですよ。委員、だけど、その理由が、当事者としては知りたいですよね。どうしてその課が持つようになったのか。

副会長　　資格の問題ではないいでしょうか、多分。

委員　　資格。

副会長　　障がい福祉課には資格持っておられるかたがおられますね。

委員　　社会福祉士ですか。

副会長　　社会福祉士は包括の方でありますけど、何だか精神何とか士だか、はっきり覚えてないですけど。そういう資格を持っておられるかたがおられると思います、多分こっちの方かなと思うのですね、精神福祉士かな、何かそういう資格。

会長　　これにつては事務局で確認を取っていただけますか。

副会長　　その方がいいと思いますね。

会長　　何で変わったかということを含めて。

委員　　包括支援センターの課長の方は、担当課に戻ったのではないか。

事務局　　確認します。

会長　　では、確認いただくということで、ここの推進方針についても、やはり現状と課題というところの文章がまとまって、それに対応してということになろうかと思いますので、次回に皆さんで的を絞って、また次回が大変にはなるのですが。

委員　　はい。

会長　　そこでちょっと議論はできるかなと思います。続いては 27 ページ、個人のプライバシーの保護というところです。お願いします。

事務局　　27 ページです。ここは１部会で議論をされて、右側の４番目ですけども、この行、本人の初めは意識だったものを認識に変えています。それから、先回の協議会で１人傍聴人のかたがおられまして、一区切り目の下から５行目、ここだけ市行政になっている、これ何故かというような質問がきています。それで、ここは委員の原文で書いていまして、市でもいいのかなと思い、これはそれを含めて確認いただければと思います。それと、ここの下の括りのところの委員からいただいたのが２回修正になっていまして、下の方の他人のプライバシーの部分も、こちらの方に変えております。先程の、ここの一番他人のプライバシー、なぜここが他人のプライバシーかっていう意見も傍聴人のかたからいただいております。それからはぐりまして、推進方針ですが、ここは部会で総務課と情報政策課が出席しまして、それぞれアンダーライン部分を部会の意見としてこういうかたちに了解いただいた上で直した経過があります。それで、４番目は情報政策の前の情報提供体制の整備ということは規程文にあるのでこれは改めて書き直して訂正ということでございました。ほぼ部会の意見ということでございました。以上です。

会長　　現状と課題というところから見ていきたいと思います。意識を認識に訂正ということで、これは問題ないですね。

事務局　　はい。部会ではそういうことでした。

会長　　はい。このあとでの蓄積というところと情報漏えいによるというところは特にないですか。アンダーが消えている場所なのですが。

事務局　　情報漏えい。

会長　　議論されていた、のところで。

事務局　　はい。

会長　　意識がないというところを認識がないに変えられますね。

事務局　　はい。

会長　　それで、そのあと蓄積されというのと情報漏えいによるというの、アンダーラインが入っているのですが、入っているけどもそのままで。

事務局　　はい、そのままです。

会長　　そのままということですね。

事務局　　はい。

会長　　この市行政においてというところですね、今までのどうでしたでしょうか。

事務局　　特に個人情報の中まで扱うので行政を使っているということです。

委員　　事務を扱うという意味で市行政と使ったということではないでしょうか。

事務局　　そういう意見もあるということです。

会長　　特に意見がないですけど、そのまま市行政ということでいいでしょうか。

委員　　会長さん。

会長　　はい、どうぞ、時間ですね。

委員　　文章のアイヌのところ、発言しなくていいですか。

委員　　初めに議論しましょう。

会長　　しましょうか。はい、どうぞ。

委員　　お願いします。それでは一言だけ、経過報告。要するにここの文章で、鳥取で何故取上げなきゃあいけないかということが大事なわけですから、何か北海道で起きているような問題を取上げているようなことではなくて、多様な民族性を意識を持っている人が鳥取にはいるのだよという。だから、アイヌというアイデンティティを持っている人もいるかも知れないし、ギリヤークというアイデンティティを持っている人がいるかも知れないわけです。だから、ギリヤークを一生懸命説明したり、アイヌ語を一生懸命説明する必要は、私はないと思っているのですね、であるならば、私は誰って説明の必要なのです。

それから、そういう意味では多様な人々が常に鳥取には住んでいるという、そういうのを具体的な例として、日本の中で先住民と言われているアイヌの１つも鳥取にも住んでいますよという、そういう事例として挙がっていくのならぼく私は良いと思いますが、北海道問題というふうに掲げるのであれば、ちょっとどうかと思います。だから書くのも、鳥取として鳥取市政と市民がどう考えるか、これをちょっと考えてほしいということ、それとあと北海道中心に住んでいるということについても、これは民族というのは明確に区分できないのですね、というのは、いろんな人がいろんな交流をしますから、明確に出来ないわけです。そういう中で、いろんな調査が入るので、関東が北海道より今は関東の方が多いという議論というか、そういう結論を出している調査報告書もあるので、北海道を中心にというのもちょっとどうかと、そういうことです。それから、ここに書いてあるように、そのギリヤークとか、ウィルタを載せろということではなくて、多様な民族社会ですよということを鳥取で考えると、そういう意見です。

委員　　ただ、多様であるというのではなくて、言わんとするのは、その多様だということの認識が必要であるということと、その多様な民族に対して、私達がどういう視点で接してきたり、どういう目で見て来たのかという、というところだと思うのです。だから、他民族排除という問題でしょう。やはりそこが問われてこないといけないと思うのです。現状と課題のところで。では、それが遠い世界の話なのかと言えば、そうではなくて鳥取でもそうだったのではないかという、だからこそ、それは個々の問題ではなくて、取組むという必要性があるのだという文章をにしないといけないという意味ですね。

委員　　そうです。そこで、またそれで良いのですが、思わず我々って言ってしまうところに、正直に言えないと思っている人が出てしまうといけないという。だから、日本の社会はつい我々と括って、それがもう普通であったり、健常者だったり、何々民族だったりという、それがこうちょっと危険なのですね。

委員　　でも、委員、確かにそうですよ。では貴方は何者というところで言うと、自分のアイデンティティというのが一番のというところですよね、自己認識によって自分の立場を決めているのではないですか。となった場合に、では、マジョリティによる自分というね、ところで皆決るのではないですか。

委員　　そうです。

委員　　でしょう。そういう意味合いだと思うのですよ。その自分がどういう視点で見て来たか。

委員　　市の方針ですから。

委員　　はい。

委員　　市民の方針ですから、委員の方針なら、あんたは誰と言った時に、あんたはと言って名前を聞かないといけないけども。

委員　　そうですね。

委員　　だから、そこで主語を明確にしておかないと、遠い先住民の人の問題になってしまう。だから、そんな感じです。ということで。

会長　　はい。

委員　　いいですか。すいませんが失礼します。

会長　　今、委員の方から。1案ありましたけども、どうしましょう。アイヌに住むというところを先にいかせていただきましょうか。また次にすると言われたことは何としましょうか。

委員　　現在は北海道が中心に居住をし、というのを削除したらいいのではないかな。

委員　　はい。

委員　　先住民族ですという言い方だから。私はどういう先住民族だということで。

会長　　それではここでは、現在北海道を中心に居住し、という所を削除するということで。

委員　　はい。

会長　　案が出ましたが、そうしたら、その後の文章については、これでということでしょうか。

委員　　格差の問題、アンダーラインのところで鳥取市においてもこの問題の本質を捉えるということだから、戻って、その２行目か、格差と言っておりますけども、ここを様々な問題が存在していますという言い廻しにしたら、次の鳥取市においてもこの問題の本質を捉えてということに繋がっていくと思います。格差と言わずに問題ということにして。

委員　　格差は、これが推し図ることが出来ないのでね。

会長　　格差を問題に変更するという案が出ましたが。

委員　　それは問題でいいと思います。

会長　　はい。

委員　　その問題の本質というのは、そのことを指しているのではないと思うのですけどね。

委員　　はい。

委員　　本当はね。

委員　　その次の問題。

委員　　書き難いけれど。

委員　　これに続いて格差と言ってしまうと、続きに分からんところ、問題と言った方がそれの方がいいかなと、そういうふうに言ったけども、繋がって行きはせんかなと、下の方の問題が何を指しているかというと、これは全体にも。

委員　　この問題の本質というのは、だからこそ自分達とは違うという位置付で他民族を排除するという問題性なのですよね。ただ、その自分達とは違うということをどう決めるのだというのが今の議論だと思います。ただ、そこまでは書き入れないと、書ききれないので、この表記はこの表記のままでも仕方がないかなと思いながら。ただ。

事務局　　このアンダーライン部分、逆に取った方がいいのでしょうか。

委員　　格差が存在していると思うところは、格差と言わずに、要するに。

委員　　鳥取市においてもこのアイヌ民族を初め、様々な民族の問題について取組んでいく必要があるとか、そういうことなのですよね、言いたいことは。鳥取の問題でもあるということが言いたかったわけだから、そのような文章表現ですよね。

委員　　問題というのはその一行上の無関心や誤った認識からそういう問題が存在しとるということだから、だから通じるというか、読めるのではないか。

委員　　格差を問題に変えてしまえばな、読める。

委員　　問題が解決するという。

委員　　では、このままだ。

会長　　このままで、いいですか。ここは、アイヌの人々ではなくて、アイヌの人々に関する。

委員　　関わる。関わる人権問題か。

会長　　というようなことが森田委員の方から提案があったのですが、それで今の話で行くと、様々な民族という言葉が出て来ると。

委員　　ここはアイヌだけでいいじゃあないか。ここは、アイヌの人々の人権問題か。

委員　　はい。

委員　　アイヌの人々の人権問題。

会長　　言い切りではなくて、人権問題を付けるかという案が出ていましたが、これについては。

委員　　この前に配ってください、資料を。一覧表を。

委員　　私は戻るようですけど、格差を問題に変えてしまうと、委員がおっしゃられるように、その次の鳥取市においてもこの問題は、本質を、の問題がそこだけに掛かってしまうような気がするので、様々な人権侵害がとんざしていますので。

会長　　委員さんはアイヌ民族を初め、様々な民族の、というようなことを言われたのです。ただ、ここでアイヌしか取り上げないということであれば、ただ。

委員　　これは、この問題の問題は、

会長　　上の問題ですか。何かしておきますの。

委員　　そうですね。これだけに掛かっている問題ではないと思うのですけど、格差を問題に変えてしまうと、ここだけに掛かってしまうような気がするので。

委員　　この問題の本質。

委員　　そうです。この問題の本質というのは、生活上の格差だけの問題じゃないと思うのです。

委員　　格差って本当にいいのだろうか。

委員　　いや、格差という言葉じゃなくて、格差だけじゃないと思うのです。人権侵害だと思うのです。なので、人権侵害と書いた方がいいじゃないかなあと。

会長　　この問題というところを、一番下の方でなくて。

委員　　違います。格差を人権侵害。

委員　　格差を問題としたのだけど、その問題ではなくて、人権侵害と入れたらどうですかと。

委員　　はい、その通りです。

会長　　それでは様々な格差というところを人権侵害という言葉に変えて、下の方はそのままでいくということでいいでしょうか。よろしいですか。

委員　　はい。

会長　　はい、推進方針ですが、このままで。

委員　　いいでしょう。

会長　　はい、いいですか。それでは、戻っていただいて、８番、27 ページです。個人のプライバシーの方に戻っていただきたいのですが、上の括りのところはＯＫだと思っていますが、次の本市ではというところですね、そこの修正が入っています。

委員　　入っているものは、

会長　　はい。

委員　　個人のプライバシーの保護としてあるけど、個人のプライバシーに関わる人権問題としたらどうかという提案、これまでしたのは。

会長　　そうですね。

委員　　そのテーマ―については、次回のときに、全部やらないといけないではないですか。もう１回。全てのところでね。内容のところでとりあえずちょっといけないことがあったら誰か。それで、傍聴に来られたかたが、その他人のプライバシーのところと市行政というところは、さっきこれでいいではないかと、実際、実を扱うという意味でここを書いているのでということで、ＯＫだったと思うのですが、では、その他人のプライバシーを保護することはというところがまずどうかというところを１つずつやっていっておきたいと思いますね。ここを何故これを入れたのかというと、実は、個人のプライバシーという、これは私の感覚で申し上げられませんが、感覚自身も認識が弱い、認識が弱いと、人のこともわりと認識していない、というところで結構噂話が流れたりとか、簡単に、というところであえてこの他人のというところを入れたという部分があったと思うのです。何かそういう話をしたような気がするのです。まずはそこがすごく問われるところではないか。それで、こういう言葉にしたのだけれど、ではこれでいいのか、どうなのかという、議論の中身はそういう状況だったのですね。

委員　　他人のを入れずにプライバシーの、プライバシーの保護という言葉だけでも充分通じるのだという。

会長　　他人のと言われたところが弱くなるかも知れないですね。

委員　　そうですね、はい。

会長　　上のところでは、自らの個人情報をするような書き方がしてあるので、自らの自分のせいではなく他人のことをいうような文章に、直さないといけないと思いますが、自分だけではでなくて、他人のプライバシーを保護しましょうというところが言いたいと思うので、そういうような言い方に変えられたらどうかと思うのですが。

委員　　プライバシーの保護をするだけでは弱いですかね。

委員　　いいかな、委員それで。

委員　　うーん。

会長　　お互いのプライバシーを保護することではどうですか。

委員　　お互いのプライバシー、お互いのプライバシー。

会長　　互いの、にすると、互いの、は自分の他は誰という質問になってしまう。

委員　　貴方と私。違うなあ。

会長　　本人のプライバシーだけではなく、他人のプライバシーも保護する。

委員　　他人のと言わずにプライバシーの保護は個人の尊厳を基本とするというふうにしたら。

委員　　はい。

委員　　保護することはでなく、プライバシーの保護は個人の尊厳を基本とする云々という。

会長　　でも、上の方は全部自らの個人情報のことなのです、書いてあるのが。だけど、そうじゃなくて、他人の情報も保護することも大事ですよということを気付いてほしいという意味からいうと、やはり他人のというのは必要だろうと思うのです。

委員　　他人のというか、他者のプライバシー。

委員　　市民がお互いのプライバシーを保護するところ。個人の尊厳と情報社会を普及するために取るというふうに、ではどうですか。市民がお互いのプライバシーを保護する。

委員　　今までを本市で来ていたけど、市民向けの言葉ということで、今の言葉を入れたどうだろうかという意味合いですね。

委員　　そうですね、はい。

会長　　その前に書いてあるのも市民一人一人が認められるように書いてあるし、それから、市民はお互いのプライバシーを保護することは、市民はお互いのプライバシーを保護することは、ということではどうでしょうかということですが。

委員　　保護する、尊重するとかいう。プライバシーを保護するとか。

会長　　プライバシーを保護する。

委員　　はい。

会長　　尊重ではない、保護です。

委員　　プライバシーというのは、まず守らなければならないということが第一ということですね。

会長　　はい。いいでしょうか。

委員　　保護があれだったらプライバシーを守るではぼやっとする。

委員　　保護を守るに変えるメリットは何でしょうか。

委員　　保護が、保護するっていうのが具体的にどうなのかということがイメージできないのであれば。

委員　　イメージできるのですか。

会長　　保護条例とか、保護という言葉が出てきているので、保護ということでいきましょうか。

委員　　ええ。

会長　　いいですか。

委員　　すいません。ここで別件です。

会長　　はい。

委員　　ちょっとどういう文章を入れていいかがまとまっていませんが、上の本市ではというところの始まった１段落目なんか、または、またのところの２段落目の次なのか、場所はどちらになるかということを含めてもですが、戸籍等の不正取得ということに関わって、やはり個人情報が侵害されたと、こういう今、案件が出ています。現状として。それで、身元調査に結局使われているという状況ですから、こういう現状と課題もあるということを書いて、そして併せて、だからこそこの施策の方で鳥取市はよりその個人情報の保護ということを徹底するという意味合いで、本人通知制度の導入を図り、その普及徹底を図っていきますという施策を、ここに入れないといないじゃないかなというふうに思うのですけれど。施策の方で挙がってないので、現状と課題に付け加えと併せて施策へのその付け加えというところです。

委員　　その身元調査については、私もすごく気になっていて、触れた方がいいのかなっていうのは、ずっと気にかかっていたのですけれども。

委員　　提出した施策の推進方針の方に身元調査についても触れた方がいいのかなとは思っていたのですけど。

委員　　はい。

委員　　現状と課題にも少し触れた方がいいと思う。

委員　　そう思います。それで、併せて、施策に。それは本人として具体的に言いましたけど、その身元調査はどちらかというと市民もその聞き合わせに応じているというところがあるので、ちょっとどういう施策が、もう１つひょっとしたら施策が必要になるかもしれない。

委員　　もしそれを言うとしたらね。

委員　　はい。

委員　　ここの段ではなくて、上の段の悪徳商法等に利用されるなど、情報漏洩による著しい人権侵害事例が生じています。

委員　　なるほど。

委員　　そのあとに、

委員　　更には就職や結婚などの際に、出身地や家族関係などを調査する身元調査。場所を、だけど事例もかなり起きていますと。それをここに入れるとどうですか。

委員　　いいかもしれませんね、場所をそこ以外決めてね。

委員　　どうでしょうか。

委員　　そういう問題を入れていただくということで、文章の流れで、事務局案で作ってもらいましょうか。

会長　　身元調査。

委員　　実際にやっぱりこういう身元調査というようなことが今でも起きているわけですよ。

事務局　　事例としては、９件程ということですけど、それが不正かどうかは、その逮捕されたかただったということだったですけども。

会長　　では、人権侵害事例が生じています。また結婚や就職などに利用するため、身元調査や。

事務局　　それが言いきれないのです。漏えいがいつありましたというのが分からない。

委員　　ただ、個人情報の漏洩ということには、確かですから、はっきり言って。不正した方は確かだし、情報が。

委員　　結婚や就職に関する情報を集めるための、情報を調査するなどの事例も起きていますという表現なので、それは人権侵害と言えないですか、結婚や就職。

委員　　結婚や就職に関わっている可能性は大にあるので、そこまでははっきり分かってい

ないという状況があるので、書ききれないというところはあるかもしれませんが。

事務局　事実としてはあるので。

委員　それは、今回の事例で言うとストーカーとか、または高齢者の詐欺の事件であるとか、こんなものが判明しているのですよね。

委員　それは。

委員　まさに人権侵害なのです。

委員　そうですね。

委員　まさに。

委員　それは、その前に書いてある情報漏洩による著しい人権侵害事例に含まれるということですよね。

委員　はい。

委員　だから、身元調査ということを言うのであれば、それに特化した表現があってもいいのではないかなと思うのですが、それが明らかにその事例としてあったということが認められないのであれば、ここには加えにくいのかなという気はします。どうなのでしょうか。

委員　私が言いたかったことは、その部分も言いたいのだけど、情報漏洩により著しい人権侵害サイトに含まれますよね、内容的には。

委員　そうです。

委員　戸籍等が不正に取得されたという事実があるということなのですよ。だって戸籍というのは、本来戸籍法によって守られるべき問題であり、個人情報の最たるものですよね。その事例ということが発生しない仕組みを作るということが求められているということが言いたかったわけですね。

委員　それは、でもこの現状と課題の中での表現で、その網羅できていませんか。

委員　　網羅できていないのではないかなと思う。個人情報の保護を図っています。しかし、何とかかんとかというね。

委員　　いや、本当に個人情報が本人の認識がないまま流出し蓄積され、売買の対象とされたり、悪徳商法等に利用されるなど情報漏洩による著しい人権侵害事例が生じています。なければ、問えないのですか。

委員　　だから、私はここで不正取得という言葉が入れてほしいのですよ。

委員　　そうですか。

委員　　これは住民票が関わってまいります。

事務局　　ありましたので。

委員　　実際の中でこう。

委員　　実際にあっていますから。

委員　　では、それは。そうなのですね、はい。

事務局　　実際目的はそうで、戸籍として不正取得という言葉だけでも。

委員　　戸籍の不正取得という文言をこの中に加える。保有する個人情報や戸籍などが本人の認識がないまま流出している。

事務局　　自治体企業が引っ掛かる。

委員　　そこも引っ掛かっている、私も。実態だけなら戸籍の不正取得という言葉をここに入れてもいいのだけれど。

事務局　　引き続き戸籍の不正取得等も発生していますという方がいいかもしれないです。

委員　　そこは文言を任せますので、そういう言葉を入れてください。

委員　　提案した方がよければ提案いたします。

委員　　入れてください。事務局が文章を作るときにも自分が考えやすい方がいい。はい。

委員　　はい、分かりました。

事務局　　事務局が、併せて方針の方にも入れると。

委員　　はい。

会長　　もう一度、方針の方、お願いしてもいいでしょうか。

委員　　はい。

会長　　はい。予定していた時間になってしまいました。では、次回が最終です。
次回は今回、皆さんにお願いしていたところと、それから、刑を終えて出所した人、罪を犯した人というところから進めたいと思います。次回で、もう最終ということで、言いたいこともたくさんあると思いますが、なるべくなら文章にして、早めに、皆さんに配っていただくということもお願いします。

委員　　分かりました。

会長　　最後になって、１人１人でと言うと、非常に心苦しいのですが、以降の予定もありますので、なるべくご協力をいただいて、では次回 11 月 29 日です。

委員　　個人のプライバシーのものまでは済んだわけですな。

事務局　　はい、終わりました。

会長　　事務局の方で、修正を入れたところで出していただくということになりましたので。

委員　　次回は刑を終えて。

会長　　では、29 日の１時半からということで、ここからですね。

委員　　この１分科会から提案された付帯意見書というのがあるのですね、付帯意見書、これは出すのですか、事務局に。

事務局　　意見書の扱い。

委員　　意見書があれば、分野ごとに基本方針の次のことを配慮していただきたいというの

がありますが。

会長　　はい。付帯意見書についても早めに、もしご意見があれば、事務局の方に提出お願いします。

委員　　付帯意見書の中身で言うと。具体的に、例えば、現状や具体とか。どちらかというと施策についてでしたけれど、こういう書き方をしてあるけれど、中身的にはこういうものが入っているのだと、この辺をきちんと踏まえながらの施策展開をしていただきたいということの意味合いですよね。そういうことを、そういうことでしたね、委員さん。

委員　　はい。

事務局　　それを早めに 29 日に間に合いますようにお願いします。

会長　　はい。長時間に渡りどうもありがとうございました。